

○市川市幼児教育振興審議会条例

昭和50年3月31日条例第30号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市幼児教育振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、幼児教育の振興充実について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員13名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者につき、市長の意見を聴いて教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者 4名

(2) 幼稚園の関係者 4名

(3) 保育園の関係者 4名

(4) 小学校又は義務教育学校(前期課程に限る。)の関係者 1名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局において所掌する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。